

藤 蔭 会 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、藤蔭会と称し事務所を母校内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、互いに知徳を磨き、人格の向上を計り母校と連携し社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 3 条 本会は、次の会員で組織する。
1. 正 会 員 玉手山高等女学校・玉手山高等学校・玉手山中学校
関西女子短期大学附属高等学校
関西福祉科学大学高等学校の卒業生
 2. 特別会員 玉手山学園の理事及び母校の現旧職員
 3. 客 員 母校の中途退学者で入会を希望し、役員会で承認した者

第 3 章 役 員

- 第 4 条 本会は、次の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名 母校現校長を推す
 2. 顧問 若干名 本会の歴代の会長を推す
 3. 会 長 1 名 正会員のなかより
 4. 副会長 2 名 //
 5. 書記 2 名 //
 6. 会計 2 名 //
 7. 会計監査 2 名 //
 8. 幹 事 若干名 卒業当時の組毎に2名
 9. 常任幹事 若干名 幹事のなかより会長が委嘱する
 10. 校内幹事 若干名 校内教職員より

第 4 章 役 員 の 任 務

- 第 5 条 本会役員の仕事は、次の通りとする。
1. 名誉会長 本会の相談に応ずる
 2. 顧問 会長の諮問に応ずる
 3. 会 長 本会を代表し、会務を統括する
 4. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる
 5. 書記 本会の庶務を担当する
 6. 会計 本会の会計を担当し財産を管理する
 7. 会計監査 本会の会計を監査し総会に報告する
 8. 幹 事 会員相互の連携を図り各会合の連絡事務を行う
 9. 常任幹事 会長の要請により会務を補助する (年度幹事長含む)
 10. 校内幹事 会務を補助する

第 5 章 役員を選出並に任期

- 第 6 条 第4条3号乃至7号役員は、総会において出席者の過半数の賛成により選出し、その任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第 7 条 役員に欠員が生じた場合は、役員会で選出し会長が委嘱する。委嘱された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 章 事 業

- 第 8 条 本会は、その目的を達するため次の事業を行う。
1. 総会は、2年に1回とし、5月の第4日曜日に行う。但し必要により臨時に開催することができる。
 2. 役員会は、必要に応じ開催する。
 3. 会誌及び会員名簿の把握・整理。
 4. 母校の永年勤続職員及び特に功労のあった者に対し役員会に諮り、慶弔の意を表すことができる。
 5. その他必要なる事業。

第 7 章 会 計

- 第 9 条 本会の経費は、入会金、利子、その他の収入をもってあてる。5
- 第 10 条 正会員及び客員は、入会金10,000円を入会時に納入するものとする。
- 第 11 条 本会予算は役員会においてこれを定め、決算と共に報告する。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第 13 条 本会則は、総出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

附 則

- 本会則は、昭和55年5月24日より施行する。
- 本会則一部修正は、昭和63年5月22日より施行する。
- 本会則一部修正は、平成23年4月1日より施行する。
- 本会則は平成28年5月整理・確認する。
- 本会則一部修正は、は平成30年1月1日より施行する。